

.....

日本放送協会 理事会議事録

(2023年 3月20日開催分)

2023年 3月31日(金)公表

.....

<会議の名称>

理事会

<会議日時>

2023年 3月20日(月) 午前10時15分～10時30分

<出席者>

稲葉会長、井上副会長、林専務理事、板野専務理事、
小池専務理事、伊藤専務理事、児玉理事・技師長、中嶋理事、
熊埜御堂理事、山内理事、安保理事、山名理事
大草監査委員

<場所>

放送センター役員会議室

<議事>

稲葉会長が開会を宣言し、議事に入った。

付議事項

1 審議事項

- (1) 就業規則等の一部改正について
- (2) 「職員の給与等の支給の基準」の改正について
- (3) 職務権限事項等の改正について

議事経過

1 審議事項

(1) 就業規則等の一部改正について

(人事局)

就業規則等の一部改正について、審議をお願いします。

主な改正内容は、「勤務制度の見直し」、「処遇制度の見直し」、「考課制度の見直し」、「退職後の守秘義務に関する見直し」、「非違行為による年金支給制限期間に関する見直し」です。

まず、「勤務制度の見直し」です。時間管理の職員の勤務について、所定勤務時間による管理を廃止し、フレックスタイム制度による暦月の管理とします。勤労休暇、看護休暇、介護休暇について、付与条件等を一部見直します。

次に、「処遇制度の見直し」です。緊急呼出日当の支給対象、定年期間中の給与支給額の表記について見直すとともに、「転勤者用住宅」廃止に伴い、対応する文言を修正します。

次に、「考課制度の見直し」です。職員の業績評価を、年度1回から年度2回に変更します。また、職員のキャリア自律支援を目的とした「キャリアデザイン面談」を新設します。

次に、「退職後の守秘義務に関する見直し」です。退職時に機密保持に関する誓約書の提出を義務付けます。

最後に、「非違行為による年金支給制限期間に関する見直し」です。退職後に重大な非違行為が認められた場合の年金支給の制限について、対象期間を年金受給中から退職後に拡大します。

改正日は、「勤労休暇付与に関する見直し」と「考課制度の見直し」、「退職後の守秘義務に関する見直し」、「非違行為による年金支給制限期間に関する見直し」については2023年4月1日、それ以外については6月1日です。

本件が決定されれば、法令に基づき、改正する就業規則については労働基準監督署等に届け出ます。

(会 長) ご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

(2) 「職員の給与等の支給の基準」の改正について

(人事局)

職員の給与制度の一部見直しによる「職員の給与等の支給の基準」の改正について、審議をお願いします。

主な改正内容は、所定勤務の取り扱い変更に伴う改正、緊急呼出日当の支給要件の見直しに伴う改正についてです。また、退職後に非違行為があった場合の年金支給の取り扱いについて、文言を修正します。

改正日は、年金支給の取り扱いについては2023年4月1日、それ以外については6月1日です。

本件が了承されれば、3月28日開催の第1421回経営委員会に諮ります。

(会長) ご意見等がありませんので、原案どおり了承し、3月28日開催の第1421回経営委員会に諮ります。

(3) 職務権限事項等の改正について

(経営企画局)

職務権限事項等の改正について、審議をお願いします。

改正の内容は主に2点です。

1点目は、経理業務に従事する職員がより専門性を発揮し、業務の平準化を図るために、権限を見直すものです。

2点目は、ガバナンス向上のために、権限を見直すものです。

その他、今回の改正にあわせて、「経理規程」および「放送センター建替本部」の職務権限事項を修正します。

実施時期は、4月1日とします。

(会長) ご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

以上で付議事項を終了した。

上記のとおり確認した。

2023年 3月27日

会 長 稲 葉 延 雄